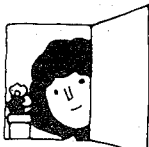


健康のまど



(60)

私たちがよくかかる病気に「かぜ」があります。これは、一般的にかぜといわれているだけで、単なる一つの病名ではありません。実際には、急性に起こる呼吸器粘膜の炎症性疾患で、「かぜ症候群」と呼ばれています。かぜにはどうしてかかるのでしょうか。発病の

「かぜ」に用心

特にインフルエンザウイルスによるものは、一般に症状も重く、伝染力が強いので、抵抗力の弱い幼児や老人などには、移りやすくなります。インフルエンザは、A

型、B型、C型に大別されますが、年々少しずつ変わっていきます。A型ウイルスの場合は、十年に一度くらいの割合で大きく変異することがあり、このような年には、イン

フルエンザが大流行するわけですが、あらかじめ流行株を予測して製造するため、予防接種だけでは、インフルエンザの感染を予防することはできません。

心のかきかた、かぜは忍び込んでくま。日常生活の中から、かぜを予防し、寒い冬を乗り切りましょう。

■サービス期間
・月曜日・金曜日：午後五時十五分～翌日の午前八時三十分
・土曜日・日曜日：土曜日の午後零時三十分～月曜日の午前八時三十分
■電話番号：22-5175
なお相談内容は、曜日ごとに変わります。



手足の訓練 (今年のリハビリ相談会から)

リハビリ相談で機能訓練を

申込みは1月14日まで*

脳卒中などを起こし、現在、家庭で療養中のの人にとって、一番つらい冬がやってきます。市では、このような人を対象として、次のように「リハビリ相談」を行います。歩行練習や寝起きなどがうまくいかず、悩んでいる人がいましたら、ご相談ください。

総合相談をご利用ください
新津保健所では、次のように総合相談を行っています。お気軽にご利用ください(相談は無料)。
□とき：毎月第一、第四水曜日の午後一時～三時
□ところ：新津保健所
□相談内容：成人病の予防、家庭看護、育児、食生活、環境衛生、そのほか健康全般に関する事
□相談員：医師、保健婦、栄養士ほか
※相談日以外や電話による相談も受け付けています。くわしいことは、新津保健所(☎22-5171)へお問い合わせください。



パソコンを熱心に勉強

さる12月3日、図書館でパソコン講習会が開かれました。今年から始められたこの講習会も今回で2回目を迎え、学校の先生など20人がパソコンに挑戦。最初はなかなか思いどおりにはいかなかったようですが、少しでもパソコンを使いこなそうと熱心に勉強していました。

お買物、ご用命は市内で

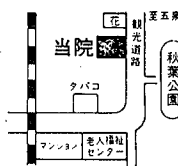
犬・猫・小鳥などコンパニオンアニマルの診療

小島獣医科病院

☎24-2223 (秋葉2丁目)

駐車場完備

・時間
平日 AM9:00～12:00 PM1:30～7:00
土曜日 AM9:00～12:00 PM1:30～3:00
日・祭日 AM9:30～12:00 (予約)
・案内
獣医科診療全般
動物コンサルタント
グルーミング(美容)
ホテル



正月三が日は
4割引です

おめでとうコール はいかがでしょう

60kmを超える地域へ、正月三が日におかけになりますと、料金は昼間も夜間割引と同様に約4割引になります。

NTT 新津電報電話局



1月1日から 利子の非課税貯蓄 手続きが変わります

銀行や証券会社などの金融機関へお金を預けると、マル優や特別マル優制度があり、非課税貯蓄申告書などを提出すると、利子に税金がかからないことや、郵

便貯蓄の利子には税金がかからないことは、皆さんよくご存じのことと思います。昭和六十一年一月一日から、この手続きが少し変わることになりました。そこで、改正の内容を簡単に説明しましょう。

マル優の場合

1 マル優制度の適用を受けるための本人確認の手続きが次のようになり変わりました。

① 非課税貯蓄申告書を提出しようとする際、上の表に示した住民票の写しなど、所定の書類を提示して氏名

2 この取り扱い、昭和六十一年一月一日以後に預け入れをする預貯金等について適用されます。

3 昭和六十一年十二月三十一日以前からマル優を利用している場合は、昭和六十一年一月一日以後

生年月日および住所を告知しなければならなくなりました。

② 金融機関等は、告知された事項を確認した場合は、非課税貯蓄申告書等に確認をした旨の証印をしなければなりません。

新たに預貯金などの預け入れなどをすると、新たに本人であることの確認を受けたうえ、非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。ただし、次のような場合の預け入れは、非課税貯蓄申告書の再提出が猶予されます。

① マル優を利用した普通預金等の利子や給与などの振替による預け入れ(自動振替定期預金など)で、昭和六十三年十二月三十一日までに預け入れをする場合

② 預貯金の書替継続による預け入れで、昭和六十一年一月一日以後最初に預け入れをする場合

なお、二回目の書替継続の時期が昭和六十一年二月一日以降である場合には、昭和六十一年一月三十一日までに非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。

全部または一部を返済される場合、手数料なしで受け入れられています。この場合、将来支払う利息分が軽減されます。くわしいことは、現在払い込みをしている銀行の窓口へご相談ください。

特別マル優の場合

特別マル優制度を利用する場合に、マル優制度と同様に、所定の本人確認の手続きが必要となりました。この取り扱い、昭和六十一年一月一日以後に購入する公債について適用されます。

なお、改正に伴う経過措置については、マル優制度の場合と同じです。

郵便貯金の場合

郵便貯金についても、昭和六十一年一月一日以後に預け入れをする際、住民票の写しなど所定の書類を提示して氏名、生年月日および住所を告知し、通帳等に確認をした旨の証印を受けなければならなりません。

お買物、ご用命は市内で